

行政手続法・行政手続条例適用の不利益処分に係る処分基準

		所管課名	都市・まちづくり課	整理番号	2-140
処分の種類	組合の設立認可の取り消し				
根拠法令条例等・条項	都市再開発法第125条第4項				
処分の概要	組合が法第125条第3項の命令に従わないとき、又は組合設立認可の公告があった日から起算して30日を経過してもなお総会を招集しないとき、権利変換期日前に限り組合の設立認可を取り消す				
処分基準 (未設定の場合はその理由)	未設定 (処分の先例がなく、また極めて異例の措置であるため基準の具体化が困難である)				
基準の制定根拠	—				